

元弘三年九月 日

十一月十日。後醍醐天皇、山城臨川寺に同寺領加賀郡富永御厨中分の下地を賜ふ。

【臨川寺文書】 山城 二二六

加賀國富永御厨事、領家地頭令中分下地、可令知行給之由、天氣所候也。仍執達如件。

(元弘三年) 十一月十日 右兵衛督長光

疎石上人御坊

十二月廿五日。恒盛・眞盛、その預りたる石川郡白山宮神事料田所當來納の本證文を紛失したるを以て誓狀を同宮に納る。

【白山比咩神社文書】 石川郡 二二七

在判

白山正月十一日御神事新田七段十五年分の所當を來納にめされ候しにて、此間本證文をあげかりまいらせて候を、今年天下のごうく(露々)にひきうしないて候あいだ、かゝ

しまいらせず候。若たづねいだし候はゞ、文書を見候て、^(籍懸)けを申候て、かゝしまいらすべく候。此文書若きよくせちを存候て、ひきうしないたるよしゆめく申さず候。若此旨いつわり申候はゞ、火御子をはじめまいらせ候て、六十餘州の大小神祇の御罰お、恒盛・眞盛之八萬四千毛孔毎にかぶるべく候。仍爲後證之狀如件。

元弘三年癸酉十二月廿五日 恒盛 在判

眞盛 在判

十二月。領家某、鳳至郡諸岡寺に大般若田を寄進す。

【總持寺文書】 鳳至郡 二二八

寄進 諸岡寺大般若田事

合壹段者 大谷屋 小谷屋 并介支等

右田地者、奉爲聖朝安穩天長地久、木家領家御願成就、眼永代被寺奉寄進處也。仍爲後證、依仰執達如件。

元弘三年十二月 日

領家 在判

(介支の名は嘉曆二年十一月十六日の條にも見えたり。)

元弘四年 甲戌 紀元一九九四

建武元年 正月廿九日 改元

七月十一日。領家日野資名、珠洲郡法住寺をし、てその造營料を若山莊内に勸進せしむ。

【法住寺文書】 珠洲郡 二二九

袖判

當寺造營料勸進事、申狀披露之所、若山庄居住之輩、家別稻壹束可奉加之由、所被仰下也。存其旨可被宛取樣之由所仰也。仍執達如件。

建武元年七月十一日 前肥後守信有

法住寺住侶御申

(袖判は領家日野資名たるべし。)

【法住寺文書】 二四〇

當寺造營料勸進事、以申狀披露之處、^(珠洲・鳳至方)二郡之地頭方居住之輩、家別稻壹束可奉加之由所被仰下也。存其旨可被宛取樣之由所候也。仍執達如件。

建武元年七月十七日 左衛門尉實興

法住寺住侶申

八月廿九日。後醍醐天皇、山城南禪寺に同寺領石川郡笠間東保及び能美郡得橋郷佐羅・佐野二村の地を還付せしめ給ふ。

【南禪寺文書】 山城 二四一

加賀國笠間保、得橋郷佐羅・佐野兩村、如元所被付寺家也。可被存知之由、天氣所候也。仍執達如件。

建武元年八月廿九日 左中將 在判

南禪寺僧衆申

九月四日。雜訴決斷所、山城伏見稻荷社に同社領石川郡味智郷内の田地を安堵せしむ。

【伏見稻荷神社文書】 山城 二四二